



令和4年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続2回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～地域包括ケア（認知症・介護予防）担当業務に主に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 随時募集中 毎月15日（15日が土日祝日の場合は直前の平日）に締切（毎月の締切日までに応募があった者は、原則として翌日1日付採用に向けた応募者として手続きを進めます。）
- (2) 時間 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時30分
- (3) 備考 日曜日及び土曜日、祝日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(3)の条件の全てを満たす方

- (1) 保健師の資格を有している人
- (2) パソコンの基本操作ができる人
- (3) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

下記の書類（各1部）を包括支援担当課（尼崎市役所本庁北館3階）まで直接ご持参いただくか、電話連絡の上、郵送してください。

(1) 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書

(2) 保健師免許証の写し又は取得見込みであることを証明する書類の写し

※ 取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、保健師の免許を有することを証明する書類の提出が必要となります。（原則、採用日までに提出）

4 採用予定日

原則として、試験実施月の翌月1日

5 採用予定人数

1名

6 勤務条件

(1) 任期

任用日～令和5年3月31日

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

尼崎市役所（尼崎市東七松町1丁目23番1号）

(4) 職務内容

ア 地域で実施する介護予防に資する取組みの支援、参加者への健康相談

イ 地域の認知症の人とその家族等のケア体制の立案・推進

ウ その他地域包括ケアに係る業務等所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

ア 始業時刻 午前9時

イ 終業時刻 午後5時30分

ウ 休憩時間 正午から午後1時まで

エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 月曜日から金曜日までのうち1日

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(エ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）

オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額 171,450円～194,090円（令和4年度の予定額）

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2 km以上かつ
交通機関又は交通用具の利用距離が片道1 km以上の場合支給あり
- ウ 期末手当 6月及び12月に支給（予定）

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

※ 健康保険について、令和4年9月までは全国健康保険協会管掌のものです、同年10月からは地方公務員の共済組合制度が適用される予定となっています。

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 屋内の受動喫煙対策

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

7 採用試験

- (1) 試験日時 応募書類受付後、別途調整します。
- (2) 試験場所 市役所本庁舎 もしくは近隣施設の予定
- (3) 持参品 筆記具、時計等
- (4) 試験内容 筆記試験（小論文）及び面接試験
- (5) 結果発表 試験日の約1週間後（予定）

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市健康福祉局福祉部包括支援担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所本庁北館3階

電話：06-6489-6356、ファクス：06-6489-6528

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。
【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】
（トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集）